

ねんりんピック紀の国わかやま2019広報物品貸出等要領

(目的)

第1条 この要領は、ねんりんピック紀の国わかやま2019（以下「大会」という。）の開催に向け、のぼり等を活用した広報活動を展開することにより、広く県民の関心を高め、開催機運の醸成を図るため、広報活動に必要な物品の貸出及び提供（以下、「貸出等」という。）について必要な事項を定める。

(対象物品)

第2条 貸出等をする広報物品は、「貸出等対象物品一覧（別紙1）」のとおりとする。

(機関)

第3条 広報物品の貸出等は、ねんりんピック紀の国わかやま2019実行委員会事務局（以下「実行委員会」という。）が行う。

(対象者)

第4条 貸出等の対象者は、県内の市町村及び関係機関・団体のほか、実行委員会が適当と認める者とする。

(使用承諾等)

第5条 広報物品の貸出等を希望する場合は、あらかじめ「広報物品貸出等申請書（様式第1号）」を実行委員会に提出しなければならない。ただし、ねんりんピック紀の国わかやま2019協賛イベントでの広報物品の貸出等を受ける場合は、ねんりんピック紀の国わかやま2019協賛イベント募集要綱が定める「協賛イベント承認申請書（第1号様式）」の提出のみで足りるものとする。

2 実行委員会は、前項の申請書が適当であると認められるときは、「貸出等記録簿（様式第2号）」に記入の上、広報物品の貸出等を行うものとする。

なお、次のいずれかに該当する場合は、広報物品の貸出等の目的に反するものとして貸出等を行わないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教活動に使用されるおそれがある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に使用されるおそれがある場合
- (3) 不当な利益をあげるために使用されるおそれがある場合
- (4) 大会のイメージや品格をおとしめ、又は正しい理解を妨げるおそれがある場合
- (5) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (6) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合
- (7) 広報物品を使用しようとする者が次のいずれかに該当する場合
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年

法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者。

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(8) その他承認することが不相当と実行委員会が認めた場合

3 貸出を受ける者(以下「借受者」という。)は、広報物品を実行委員会から直接受け取り、直接返却することを原則とする。ただし、やむを得ず業者等に運搬を依頼する場合には、その費用は借受者の負担とする。

また、提供を受ける者についても、広報物品を実行委員会から直接受け取りすることを原則とする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は原則として7日以内とし、使用後は速やかに返却するものとする。

(料金)

第7条 貸出等に係る料金は無料とする。

(注意義務)

第8条 貸出等を受ける者(以下「借受等者」という。)が広報物品を使用する場合には、善良な管理者の注意をもって取り扱うこととし、借受等者は、広報物品の使用及び使用後の手入れ等について、「注意事項(別紙2)」を遵守して取り扱わなければならない。

(損害賠償)

第9条 借受等者が、広報物品を滅失、損傷・汚損等損害を与えた場合には、現物又は修繕費用等の実費をもって負担させることがある。

(報告)

第10条 借受等者は、貸出等を受けた広報物品の使用終了後に、それらの使用状況が分かる写真(任意様式)を実行委員会に提出しなければならない。

(留意事項その他)

第11条 借受等者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 借受等者は、広報物品を使用して大会の広報を行わなければならない。

(2) 借受等者は、広報物品を使用して営利目的の活動を行ってはならない。

(3) 借受等者は、広報物品を使用して大会のイメージや品格をおとしめ、又は正しい理解を妨げるおそれのある活動をしてはならない。

- (4) 借受等者は、広報物品を使用して法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのある活動をしてはならない。
- (5) 借受等者は、広報物品を使用して特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認している誤解を招くおそれのある活動をしてはならない。
- (6) 借受等者は、広報物品を第三者に転貸してはならない。
- (7) 借受等者は、広報物品を転売してはならない。
- (8) 実行委員会は、借受等者が上記の事項に違反し、かつ、是正される見込みがないと認めるときは、当該使用を禁止し、貸出・提供を取り消すことができる。

附則

この要領は、平成30年5月14日から施行する。

貸出等対象物品一覧

| No | 貸出物品名 | 規格等 | 貸出・提供 | 貸出等 可能数量 (※1) |
|----|-----------|----------------------------------|-------|---------------------|
| 1 | のぼり旗 | 幅45cm×高さ180cm | 貸出 | 10 |
| 2 | のぼりポール | 約160cm(収納時) | 貸出 | 10 |
| 3 | のぼりスタンド | 幅40cm×奥行40cm×高さ20cm ※水タンク式15L | 貸出 | 10 |
| 4 | ポスター | B2判 | 提供 | 要相談 (※2) |
| 5 | チラシ | A4判 | 提供 | 要相談 (※2) |
| 6 | ポケットティッシュ | レギュラーサイズ(8W) | 提供 | 要相談 (※2) |

※1 基本的に希望する数量をお渡ししますが、在庫状況によりご希望に添えない場合がございます。

※2 提供物品の数量は、使用するイベントの規模などを踏まえ、申請者との協議の上、決定します。

注 意 事 項

1 のぼり（ポール、スタンドを含む）

(1) 使用時

- ①荒天時は原則として使用を控えること。
- ②のぼりを設置する際、転倒防止に十分留意すること。

(2) 使用后

- ①汚れた場合は、汚れを十分に落とすこと。
- ②雨水等で濡れた場合は、十分に乾燥させること。
- ③のぼりは、旗、ポール、スタンドを組み立て前の状態に戻し、旗は一枚ずつ折りたたむこと。
- ④破損、又は部品を無くした場合は、実行委員会に申し出ること。

2 ポスター・チラシ・ポケットティッシュ

- (1) 目的外での利用はしないこと。
- (2) 必要数を申請し、余ったものは実行委員会に返却すること。
- (3) 提供を受けた広報物品は転売しないこと。